

新型コロナウイルス感染症の影響により 生活資金でお悩みの皆さまへ

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費をお貸しします ～

貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合等は、一世帯につき一回限り20万円以内。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき。
 - エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - オ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

※ アからオが確認できる書類を御持参ください。
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

貸付金の交付方法

- 借入申込者の指定する銀行口座に送金します。

貸付に必要なもの

- 新型コロナウイルスの影響により収入が減ったことが確認できる書類（給与明細等）
- 世帯員が確認できる住民票（「世帯全員」及び「続柄」記載で発行3か月以内のもの）
- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- 借入申込者の預金通帳及び印鑑（認印可）

受付窓口

- 住所を置く市町村の社会福祉協議会が受付窓口となります。

※令和2年3月25日(水)午前10時(熊本市は午後1時)から受付を開始します。

◆ 相談・申込受付時間：午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日を除く）

◆ 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
熊本市	096-288-2742	玉東町	0968-85-3150	甲佐町	096-234-1192
八代市	0965-62-8228	和水町	0968-34-2366	山都町	0967-82-3345
人吉市	0966-24-9192	南関町	0968-69-9020	氷川町	0965-52-5075
荒尾市	0968-66-2993	長洲町	0968-78-1440	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	大津町	096-293-2027	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	菊陽町	096-232-3593	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	南小国町	0967-42-1501	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	小国町	0967-46-5575	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	産山村	0967-23-9300	湯前町	0966-43-4117
宇土市	0964-23-3756	高森町	0967-62-2158	水上村	0966-44-0782
上天草市	0969-56-2455	南阿蘇村	0967-67-0294	相良村	0966-35-0093
宇城市	0964-32-1055	西原村	096-279-4141	五木村	0966-37-2333
阿蘇市	0967-32-1127	御船町	096-282-0785	山江村	0966-24-1508
合志市	096-242-7000	嘉島町	096-237-2981	球磨村	0966-32-0022
美里町	0964-47-0065	益城町	096-214-5566	苓北町	0969-35-1270

~~~~~

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

TEL：096-324-5475